

社団法人黒石市シルバー人材センター適正就業基準

(目的)

第1条 この基準は、「社団法人黒石市シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員の就業規約」に定めのない就業上の細則を制定することを目的とする。

(就業の条件)

第2条 センターは、会員の希望職種を参考に、平等に就業機会を提供することに努めるとともに、就業にあたっては、会員の健康状態、就業意欲、就業に必要な技能・経験及び発注者の意向並びにその他を参酌して、就業を希望する会員との合意を得て決定するものとする。

2 就業に必要な作業衣・用具類等は会員の自弁とする。ただし、センターからの貸与品、発注者からの貸与品等についてはこの限りではない。

(就業の時間及び期間)

第3条 センターが提供する就業は、次のとおりとする。ただし、就業を希望する会員がいない場合及び発注者からの要望がある場合並びにセンターが特に認めるものについては、この限りでない。

(1) 1日の就業時間は、原則として、7時間以内とする

(2) 1か月の就業日数は、原則として、10日以内とする

(3) 月別または季節的に変動のある職種については、年間120日を超えない範囲において、1か月の就業日数は10日を超えることができる

(4) 継続就業会員の就業期間は、1年以内とする。但し、発注者との契約が翌年度も継続する見込みのあるときで、センターが必要と認めるものについては、その期限を更新することができる

(5) 更新が繰り返される場合であっても、同一職種、同一場所での就業継続期間は、通算して5年以内とする

(6) 就業期間は毎年4月1日を起算とし、年度中6か月以上継続して就業した場合は1年として就業期間に算入する

(7)(5)の規定にあって、就業期限を設ける職種は、公共的な業務で且つ継続的な業務の職種とする

(就業の手続き)

第4条 前条(4)の規定に基づく就業期間の更新にあたり、期限の日の1か月前までにセンターまたは当該就業会員のいずれからも異議がないときは、更新は自動的に行われたものとする。

(就業の適否判定)

第5条 センターは、就業会員が発注者若しくは他の就業会員との間でトラブルを発生

させた場合又は健康状態、就業意欲、技術向上心、協調性その他業務上適性を欠くと認められる場合には、その業務への就業を中止することができる。

- 2 就業を中止させる場合には、別に定める「適正就業審査会」において審査を行うものとする。ただし、発注者から就業会員の就業中止の申し出がある場合はこの限りではない。

（他の就業機会の提供）

第6条 センターは、就業期限を迎えた会員又は中止した会員に対しては、適性を考慮し、可能と思われる他の就業機会の提供に努めるものとする。

（休業の手続き）

第7条 センターは、就業会員が傷病等により長期に休業する旨の申し出を受けたときは、傷病等の状態及び療養期間等を明記した医師の診断書の提出を求めることができる。

- 2 確認できる休業期間が30日以内の場合は、発注者等の同意があれば会員の代行による休業を認めることとする。

- 3 休業が30日を超える場合又は30日以内であっても休業期間経過後の就業が困難と事前に認められる場合は、発注者等と協議のうえ当該会員の就業を中止し、代替の会員に就業させることができる。

（重複就業の禁止）

第8条 会員の就業機会の公平化を図るため、原則として重複就業を避けるものとする。ただし、特別な事情がある場合、一定の期限に限り認めることができるものとする。

（健康診断書の提出）

第9条 センターは、就業上及び就業会員の健康上必要と認めるときは、就業会員の診断書の提出を求めることができる。

（委任）

第10条 この基準の施行について必要な事項及び改廃については、理事会において決定する。

附 則

この基準は、平成19年10月1日から施行する。